

## 流山市水道事業給水条例の改正（案）の意見交換会（報告）

日 時 令和元年10月31日（木）  
午前9時30分～11時

場 所 流山市上下水道局 3階 大会議室

説明会参加者 21名

事務局 矢幡次長、杉崎補佐、関口係長、遠藤副主査、  
岡本主事、常深技術員

### 配布資料

- ・流山市水道事業給水条例の改正（案）の意見交換会
- ・別紙1 給水装置工事事業者更新手続きの流れ
- ・別紙2 給水装置工事承認申込から完成検査までの流れ
- ・別紙3 東葛地区および千葉県給水装置工事手数料一覧
- ・別紙4 給水装置立面図例

### 議 事 録

#### 1 流山市水道事業給水条例の改正（案）について説明

本条例の改正は、水道法の改正に伴い導入された指定給水装置工事事業者更新による新たな更新事務の発生に伴い、手数料の新設および見直しをするものです。配布資料を用いて、改正の概要および背景、手数料の種類・金額の説明を行いました。

#### 2 質疑応答

質問1：改定後の設計審査手数料・工事検査手数料は、戸建ての場合とアパートの場合で違ってくるか。

回答1：改定後の設計審査手数料・工事検査手数料は、戸建てもアパートも一律の金額となる。メーター口径や給水管延長に関わらず、メーター1個につき一律の金額とする。

#### 3 意見交換会

- ・これまでアパート等の工事では、給水管総延長をメーター個数で割返し手数料を計算していたため、見積を高めに出していた。それでも局の審査の結果、見積よりも手数料が高くなり困ってしまうことがあった。手数料が一律になると、そのようなこともなくなるので助かる。

令和元年10月31日  
流山市上下水道局

## 流山市水道事業給水条例の改正（案）の意見交換会

### 1 改正の概要

令和元年10月1日に施行された水道法の改正により、これまで無期限の指定であった指定給水装置工事事業者制度に、5年ごとの更新制が導入されました。新たな更新事務の発生に伴い、流山市水道事業給水条例にて定める以下4つの手数料の新設および見直しをいたします。

（新設）指定給水装置工事事業者更新手数料

（廃止）材料確認手数料

（改定）設計審査手数料、工事検査手数料

### 2 施行期日 令和2年 4月 1日

### 3 改正の背景

#### （1）指定給水装置工事事業者更新手数料の新設

給水装置とは、道路に埋設される水道管から分岐して各家庭に引き込まれている給水管と、それに直結する蛇口等の器具を総称したものです。指定給水装置工事事業者制度は、給水装置の工事を適正に施工することができる者と認められる者を、水道事業者が指定する制度です。

これまでの制度では、指定給水装置工事事業者に一度登録されると、無期限の指定登録となっていました。代表者や住所等の変更があった場合や、事業を廃止する場合は届出るよう規定されていますが、届出がない場合は実態が把握できず、所在確認が取れない等、実態との乖離が生じていました。

今回の水道法改正では、こうした課題に対応するとともに、指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目的として、指定の有効期限を5年と定めた更新制が導入されました。それにより水道局では新たに更新事務が発生することから、これにかかる経費を手数料として定めます。

(2) 材料確認手数料の廃止、設計審査手数料・工事検査手数料の改定  
 指定給水装置工事事業者が給水装置の工事申込をする際は、手数料として「設計審査手数料」、「材料確認手数料」、「工事検査手数料」を水道局に支払います。そのうち、「材料確認手数料」はメーター口径と給水管延長より算出する方式であるため、手続きが煩雑となる課題がありました。手続きを効率化するため、「材料確認手数料」を廃止して「設計審査手数料」・「工事検査手数料」に統合した上で、各手続きに係る経費を改めて算出し手数料を改定します。

#### 4 手数料改定案新旧対照表

手数料の名称	改定案	現行	種別
指定給水装置工事事業者更新手数料	10,000円	—	新設
材料確認手数料	—	※1,600円～	廃止
設計審査手数料	3,500円	400円	改定
工事検査手数料	2,000円	500円	改定

※現行の材料確認手数料は下記 別表1 に基づいて算出します。

別表1 材料確認手数料算出表

延長口径	給水管延長			
	30m未満	30m以上 60m未満	60m以上 90m未満	90m以上
20mmまで	1,600円	3,000円	4,800円	10m増すごとに500円
50mmまで	1,700円	4,300円	5,800円	10m増すごとに600円
100mmまで	2,200円	4,500円	6,800円	10m増すごとに800円

<備考>上表の口径は、メーターの口径とする。ただし、メーターが設置されていない場合は、分岐箇所給水管の口径とする。

#### 5 結果の公表について

意見交換会の結果および議事録につきましては、流山市ホームページに掲載いたします。

##### 【ホームページ掲載場所】

トップページ → 市政情報 → 市への意見・提案 → 意見交換会 →

流山市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）に係る意見交換会の開催